

敷地内の通路及びバリアフリー経路を構成する敷地内の通路

基本的考え方

道路から建築物の出入口に至る通路、車椅子使用者駐車場から建築物の出入口に至る通路及び同一敷地内の建築物間の通路は、高齢者や障害のある人等すべての人が、迷わず安全に通行できるよう配慮が必要である。

特に、玄関前においては、段ができないようまた、極力動線が短くなるよう基本設計段階から配慮を行い、誰もが支障なく通行できる構造とすることが重要である。

また、雪国においては、屋根や融雪装置による冬期の積雪対策も重要である。

整備基準 敷地内の通路	解説図
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 手すりを設けること。</p> <p>(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 勾配が15分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(4) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合の溝蓋は、次に定める構造とすること。</p> <p>(7) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない構造とすること。</p>	<p>表 4-1 敷地内の通路及びバリアフリー経路を構成する敷地内の通路 図 4-1 バリアフリー経路を構成する敷地内の通路</p>

整備基準 バリアフリー経路を構成する敷地内の通路	解説図
<p>バリアフリー経路を構成する敷地内の通路は、6の項※に定めるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(7) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 勾配は、15分の1（屋根等を設けた場合にあつては、12分の1）を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 降雪及び路面凍結に対する措置を行うこと。</p>	<p>表 4-1 敷地内の通路及びバリアフリー経路を構成する敷地内の通路 図 4-1 バリアフリー経路を構成する敷地内の通路</p>

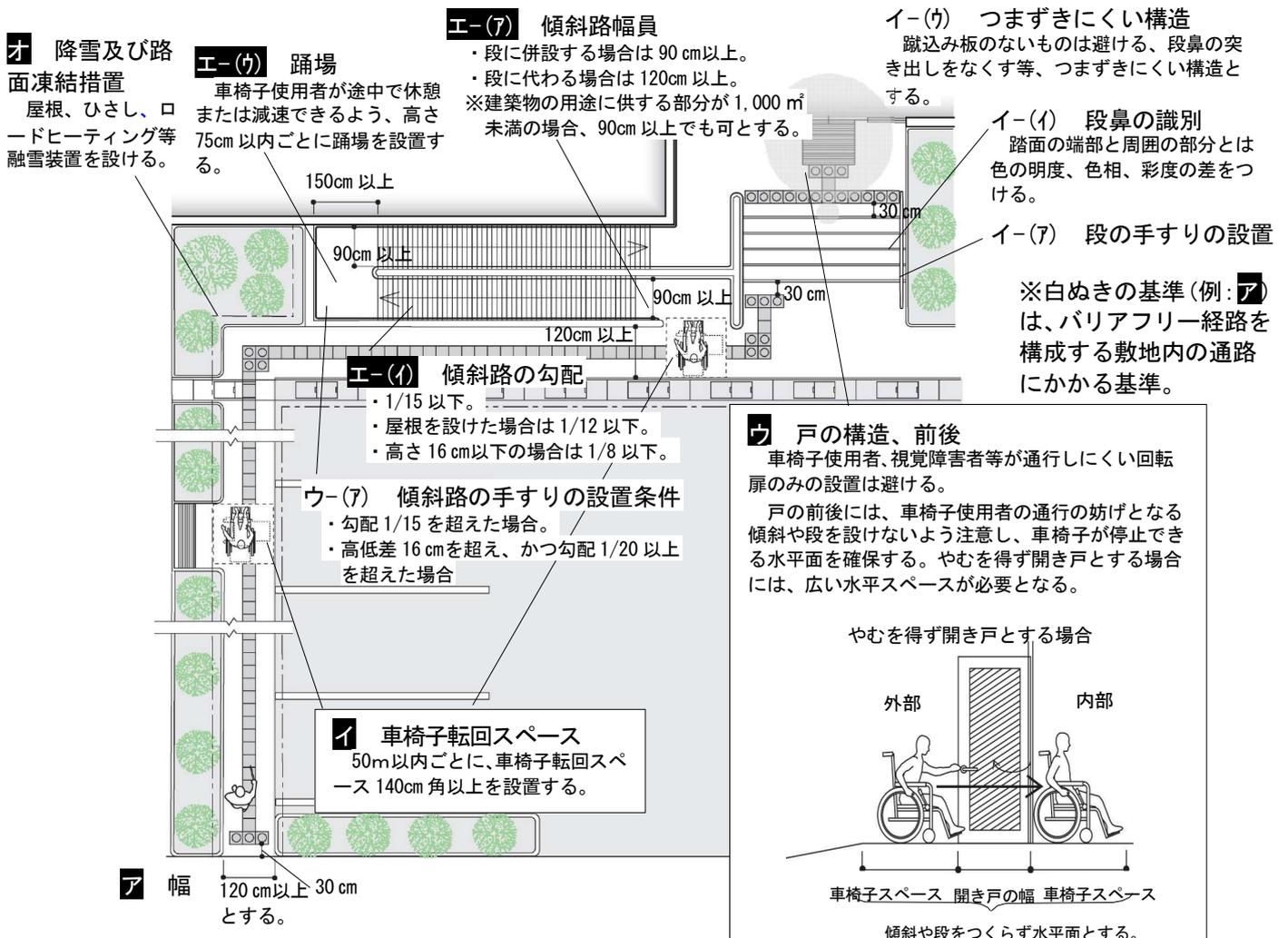
※6の項とは、上記基準の「敷地内の通路」で規定する基準である。

整備基準の解説

■表 4-1 敷地内の通路及びバリアフリー経路を構成する敷地内の通路

	敷地内の通路	バリアフリー経路を構成する敷地内の通路
表面	ア 粗面又は滑りにくい材料とする。	同左
幅	—	ア 120cm 以上とする。
車椅子転回スペース	—	イ 50m 以内ごとに設ける。
戸	—	ウ 自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造。 ウ 前後に高低差なし。
段	イ-(ア) 手すりを設置する。 イ-(イ) 踏面の端部と周囲の部分との色の明度、色相、彩度の差をつける。 イ-(ウ) 段鼻のつきだし等つまずきの原因となるものを設けない。	同左
傾斜路	ウ-(ア) 手すりを設置する。(勾配が 1/15 を超える場合、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 20/1 を超える場合。) ウ-(イ) 前後の通路との色の明度、色相、彩度の差をつける。	同左 エ-(ア) 幅は、段に代わるものは 120cm 以上、段に併設するものは 90cm 以上とする。 エ-(イ) 勾配は、1/15 以下とする。(ただし、屋根等を設けた場合は 1/12 以下、高さ 16cm 以下の場合は 1/8 以下とできる。) エ-(ウ) 高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊場を設置する。
排水溝	エ-(ア) 表面は滑りにくい仕上げとする。ウ-(イ) 車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない構造とする。	同左
降雪および路面凍結措置	—	オ 降雪、路面凍結に対する措置を行う。

■図 4-1 バリアフリー経路を構成する敷地内の通路(段や傾斜路を設けざるを得ない場合)



設計上の配慮事項（動作特性格別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格別の「設計上の配慮事項」を示している。

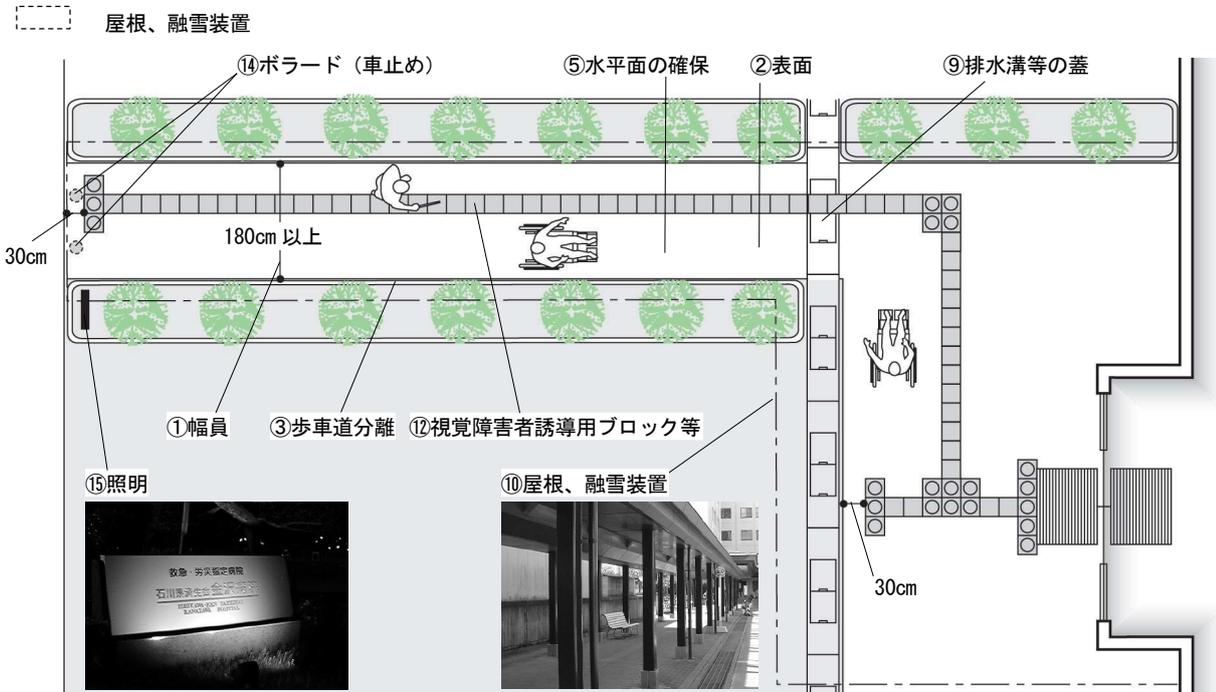
	設計図内の番号	肢体不自由 			
		立位移乗		座位移乗	介助移乗
		杖歩行	歩行器等	車椅子（自走車椅子・電動車椅子・介助用車椅子等）	
幅員	①	・幅員 180cm 以上確保する。小規模な建築物においても 120cm 以上確保する。			
表面	②	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子移動が困難となる砂利敷きや石畳の採用を避ける。 ・レンガやタイル等を敷く場合は、路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないよう施工や管理を行う。 ・仕上げ材料の目地幅は、車椅子使用者や視覚障害者の通行に配慮する。 			
歩車道分離	③	・安全性を確保するため、歩行者と車の動線を分離する。			
傾斜路等の動線	④	・高齢者や障害のある人等の通路を別に設ける場合は、他の利用者と著しく異なる経路とならないようにする。			
水平面の確保	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の通路は、計画段階から段や傾斜路は設けず、できるだけ水平面を確保する。やむを得ず段を設ける場合には、傾斜路または昇降機を設置する。 ・前面道路や出入口の境界には段差を設けないよう配慮する。 ・水勾配が必要な場合を除き、できる限り水平とする。 			
傾斜路	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・衝突防止のために傾斜路の終点、通路との交差点には 150cm 以上の水平部分を設ける。 ・段に併設する場合は、幅員 120cm 以上とする。 ・段に代わる場合は、幅員 150cm 以上とする。 (手すりの突出が 10cm 未満の場合、手すりはないものとみなせる。) 			
階段	⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・階段を設置する場合は、傾斜路等を設置する。 ・幅員 140cm 以上、蹴上げ 16cm 以下、踏面 30cm 以上とする。 			
手すり	⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりは、両側に設置することが望ましい。床高 75~80cm（二段とする場合は低い方を 60~65cm）に設置する。 ・縁部の立ち上がりは、脱輪または杖の滑落防止のため、5cm 以上設ける。 ・手すりの端部は、袖口がひっかからないよう壁方面または下方向に曲げておく。 			
排水溝等の蓋	⑨	・原則として通路上に排水溝を設けない。やむを得ず設ける場合は、排水溝等の蓋は通路面との段差をなくし、蓋のスリット等は杖先や車椅子のキャスター等が落ちないものとする。			
屋根、融雪装置	⑩	・冬期の積雪、凍結時に、安全に移動ができるよう、屋根及びひさしや融雪装置を設ける。融雪装置はロードヒーティングが望ましい。			

	設計図内の番号	視覚障害 	聴覚障害 	
		見えにくい（弱視/色盲）	見えない（全盲）	聞こえにくい
歩車道分離	③	・車路へ進入してしまうのを防ぐため、歩道と車道の間に色相と明度による差や段で認知しやすい工夫を行う。		
手すり	⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの始点（終点）には、始点（終点）であることを知らせるために、30cm 以上の水平面を設ける。 ・始点（終点）及び現在位置を知らせるため、水平部分には点字プレートを設置する。 		
点状ブロック	⑪	・傾斜路及び段の上端に近接する部分に点状ブロックを敷設する。		
視覚障害者誘導用ブロック等	⑫	・敷地境界から建物の出入口または案内設備等まで視覚障害者誘導用ブロック等による誘導を行う。		
段等の識別	⑬	・傾斜路、階段は色相と明度により識別しやすいものとする。		
ポラード（車止め）	⑭	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の衝突を避けるため、原則として設置しない。 ・やむを得ず設置する場合は、弱視者が認識しやすい色とし、白杖でも認識しやすいものとする。 		
照明	⑮	・建物名称表示等は、大きく見やすい文字とし、夜間でもわかりやすいよう照明に配慮する。		

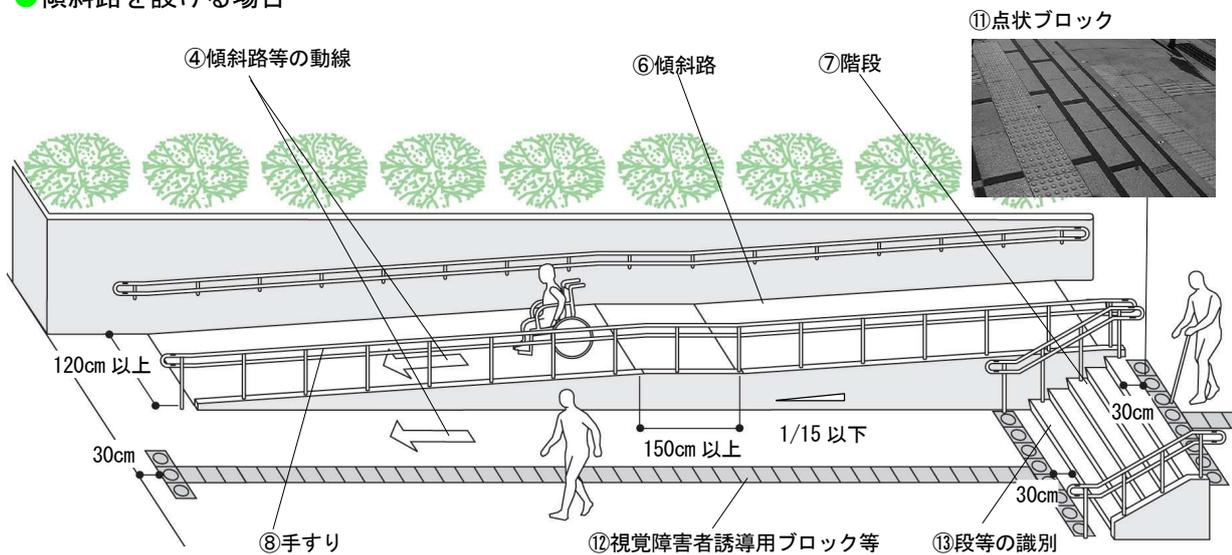
設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

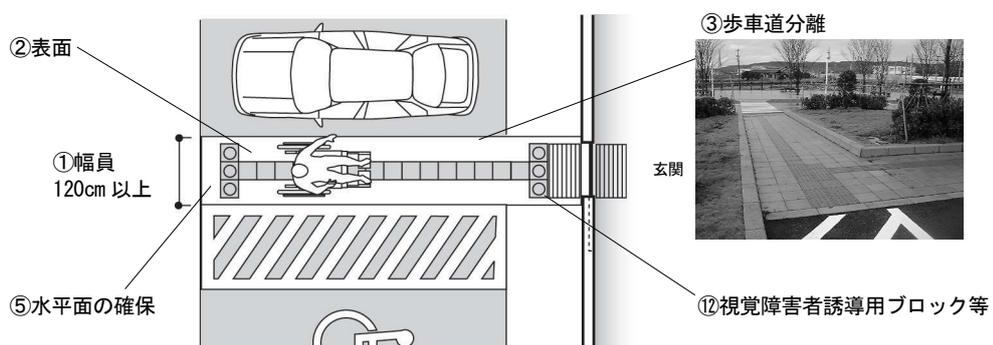
敷地内の通路の例（大規模なもの）



傾斜路を設ける場合



敷地内の通路の例（小規模なもの）



整備事例

● 歩道から段差なし



- ・ 歩道から玄関まで段差がない。
- ・ 歩道から直線的な動線である。
(北國銀行高松支店・かほく市)

● 小規模な喫茶店のアプローチ



- ・ 歩道から出入口までの経路に、連続して視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。
- ・ 玄関まで段差はない。(Café of time・小松市)

● 階段と併設した傾斜路



- ・ 階段と併設し、傾斜路を設けている。
- ・ 屋根があるため、雨、雪に濡れずに利用できる。
- ・ 手すり、滑落防止の立ち上がりがある。
(サントウンコミュニティセンター・能美市)

● 明度差のある階段



- ・ 階段は、踏面と蹴上げに明度差がある。
- ・ 踏面はコンクリート、蹴上げ等はタイルと、材質が異なる。
- ・ 階段と傾斜路を併設している。
(セミナーハウスアイリス・加賀市)

● 皆が同じ経路を通行できる



- ・ 階段を設けず、全体を傾斜路とし、すべての人が同じ経路を通行できるよう配慮している。
- ・ 傾斜路の上下端部に、点状ブロックを敷設し、両側に手すりがある。(いきいき魚市・金沢市)

● 階段と併設した屋根付きスロープ



- ・ 出入口の階段に屋根付きの傾斜路を併設している。(東山歯科医院・白山市)

管理、人的対応の留意事項

- ・ 敷地内の通路上に通行の妨げとなる案内板、自動車や自転車の乗り上げ等がないよう注意する。設計段階においても、施設運用上のあり方を十分に検討し、物品や案内板等による通行の支障がおきないように、配慮することが望ましい。
- ・ 大規模な建築物では、常時来客に対応できる従業員（案内係、受付係、ドアマン等）が配置されていることが望ましい。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事

- ・ 知的、発達、精神に障害のある人には、周囲の確認を十分せずに飛び出す人もいるため、歩行者と車の動線が交差する場所では、危険回避するために見通しをよくすることが有効である。